

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年12月15日（第8日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから令和3年平泉町議会定例会12月会議、8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務教民常任委員長、産業建設常任委員長及び新型コロナウイルス感染症対策特別委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第2、請願第4号、私学教育を充実・発展させるための請願を議題といたします。

この請願については、総務教民常任委員長の報告を求めます。

4 番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

4 番、氷室裕史です。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号4号、付託年月日、令和3年12月8日、件名、私学教育を充実・発展させるための請願。

審査の結果、採択すべきものとなりましたことを報告いたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で総務教民常任委員長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第3、議案第42号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第42号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

本町の一般職の給与につきましては、国の人事院勧告等の内容を踏まえ、労使交渉により決定して改定しておりますが、特別職の給与につきましては、職務の特殊性などから同様の対応は求めないものの、改定に当たっては人事院勧告等に準拠した一般職職員の給与改定を考慮してきたところでございます。

このたびの改定につきましても、次に審議予定であります議案第43号の一般職の職員の給与の額の改定に準じ、期末手当の年額の支給額を0.15か月削減しようとするものでございます。

それでは、参考資料の1ページをお開きください。

議案第42号参考資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

第3条関係でございまして、町長、副町長及び教育長に支給する令和4年度以降における期末手当についての改定を行おうとするもので、第3条第2項ただし書中「「100分の130」とあるのは「100分の167.5」」を改定後「「100分の122.5」とあるのは「100分の160」」に改めようとするものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

なぜ施行日が令和4年4月1日なのですか。なぜ令和3年度中施行ではないのですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

このたびの人事院勧告、それから県の人事委員会のほうからも勧告が出ておりますけれども、8月に国のほうから、それから10月に県のほうから勧告が出ています。それらの勧告をいろいろ検討した中で、労使交渉をしたところであります。

当初は、議員ご存じのとおり11月中の議会を予定してございまして、いろいろ交渉も重ねてきたところでありますけれども、国のほうの給与関係閣僚会議等の情報が11月12日にこちらのほうに県を通じて入ってきたというふうなところで、その勧告の中では、人事院の勧告を基本と、尊重するということではありますけれども、100年に一度のコロナ危機対応等の経済的な動向等を見て、今年度ではなく来年度というふうな情報が入りましたことから、11月の定例会議の招集は撤回させていただいて、本日というふうなところであります。

したがいまして、令和4年度からというふうなことで改定を行うというものでございます。  
以上でございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

国は人事院勧告にのっとり、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく、検討の結果の引下げであり、各自治体にあつては、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつも、国家公務員の取扱いを基本とすることとやってきた。だから、国は国家公務員のボーナスの令和3年度分の減らす分を令和4年度に乘せて減らすとした。岩手県はこの冬のボーナスで令和3年度を一気に減らした。平泉町は国や県が示したようにはせず、令和3年度分のボーナスを減らさないということですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

国の人事院勧告、それから県の人事委員会、都道府県でそれぞれ人事委員会持っておりまして、それぞれの勧告をしているという状況でありますけれども、市町村レベルではそういった人事委員会を持っていないことから、国の動向等、県内の動向等を見ながら対応しているわけですが、県の、全国的に見ても様々な対応が分かれているところであります。そういったことで、先ほど申し上げたとおり、今回につきましてはいろいろ検討した中で労使交渉をずっとしてきたわけでありまして、そういった経過から妥結したところでありますので、今回の改定については4月から、人事院の勧告どおり0.15、特別職においては0.15、それから一般職も0.15、再任用については0.1の削減というふうなことを令和4年度から勧告どおり行いたいというように思っています。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

令和3年度分を減額調整しないと。ボーナスの0.15か月分、平均給与や各種加算額で試算すると大体幾らになるのか計算してみました。700万を超えます。これを令和3年度中のものとして別の用途に使うという考え方はないのですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

国の人事院の削減の額、今、議員がご指摘くださった額になるかと思っておりますけれども、それぞれ、あとは不利益不遡及というふうな原則等々もあつたり、いろんな考え方があるかと思っておりますが、いずれにしても、最終的には労使合意でこの給与の改定については決定しているところであ

ります。そうしたことから、そういった現在の提案でお願いしたいというふうに思っております。

なお、予算についてはそれぞれの目的があって、様々な事業について予算化をして執行しているところでもありますので、この部分についてを別のところというふうな考え方というのは一方であるかもしれませんが、基本的にはそれぞれの目的に沿って予算を組み立てているわけでもありますので、そういった目的に従って着実に執行していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

反対意見を申し上げます。

この厳しいコロナ禍の中、また各所での厳しい財政状況の中、諸課題解決のため余地を生み出そうとする公務員のボーナスの減額、この施策を1年先送りにする、減額調整をしない。賛成できません。国もやる、県もやる、来年以降、各地方自治体がどれだけの数、これをやらなかったか、出てくると思います。よろしゅうございます。ですけれども、私は町民の皆さんに説明できません。令和3年度中にボーナスを減額し、それを繰り越してでも町民の福祉諸課題の一助にすべきです。

以上です。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

私は、提案されている内容、原案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今は議案42号ですが、次に43号の議案が待っています。いわゆる一般職の給与改定の部分でございます。聡明な議員諸兄の判断を仰ぎたいと思うのですが、特別職であろうが一般職であろうが、賃金はその者のまさに生活給でございます。そして、日本の労働法制の中では、労働者の賃金決定に当たっては使用者と労働者、労使双方が対等の立場で交渉を行い、双方合意の下に定めるという原則がございます。しかし、ストライキ権を禁止されている公務労働者にとっては、争議権が付与されていません。

そういう中で、国においては、人事院勧告制度が導入をされ、都道府県においてはそれぞれ人事勧告委員会といいますか、そういう制度が設けられているわけでありまして。市町村においてはそのような制度がない中で、そこに働く特別職であろうが一般職であろうが、働く者の賃金を決定する機関、基準というものが労使交渉以外にないわけでありまして。そのときに、先輩たちの様々な知恵なども活用しながら、本町においては国の人事院勧告に沿った労働者の一般職の賃金改定を行ってまいりましたし、特別職の報酬の改定に当たっては、その都度類似団体の現状などを加味しながら決定をしてきているわけでありまして。

そもそも今回の人事院勧告をめぐる取扱いについては、国の責任が大であります。日本中の全ての公務労働者に対して様々な混乱を与える結果を招いたわけですから。それが最終的には本年11月23日に政府としての正式見解を示さざるを得ないという結果に至り、本町の労使交渉内容もその国の人事院勧告をそのまま受け入れるとすれば、労働基準法で定められているとおり、労使の契約協定というのは法律を上回る拘束力があるのだという最高裁判例、このことをも否定をすることにつながる。であるがゆえに、本町の職員組合との間で3度にわたって交渉を重ねた結果として、お互いが今回提案されている内容を、苦渋の選択とは言わないまでも、一つの選択肢として選び、0.15減額分を国に倣い、あるいは県に倣い、令和4年度4月1日以降から実施、施行すると、このようにしたわけでありまして。私は、このように理解をしています。

そういった意味では、労使ともには言いませんが、執行側も職員組合側もある意味、血を流す決断を求められるとしてしたわけですから、ここは議員諸兄にも、提案をされている内容をもってしっかりと議決をいただきますことを訴えて、私の討論といたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第4、議案第43号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それでは、議案書7ページをお開きください。

議案第43号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

本町の一般職職員の給与等につきましては、先ほど議決いただきました議案第42号の補足説明でも申し上げたところですが、国の人事院勧告等を内容を踏まえ、労使交渉により決定し、改定しております。

このたびの改定につきましても、国の人事院勧告等の改定に準じ、期末手当の年額の支給額を0.15か月分削減しようとするものでございます。

なお、再任用職員につきましても同様に期末手当の年額の支給額を0.10か月分削減しようとするものでございます。

それでは、参考資料の3ページをお開きください。

議案第43号参考資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

第19条関係でございまして、一般職の職員に対し支給する令和4年度以降における期末手当について改定を行おうとするもので、第19条第2項中「100分の130」を改定後は「100分の122.5」に改めようとするものでございます。また、再任用職員に対し支給する令和4年度以降における期末手当についても併せて改定を行おうとするもので、第19条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」を「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」に改めようとするものです。

なお、附則といたしまして、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山でございます。

私はこの43号提案、妥当と言いますかやむを得ないというふうに思うわけですが。前段42号の中でもちょっと議論がありました。それでですけれども、労使間の合意についてなのですけれども、協議をしたというふうに前段ありましたけれども、その内容などについて、もう少し詳しくありましたらお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

今回につきましては、10月の末に職員組合側のほうに提案させていただいたところでしたけれども、職員組合側のほうからは、期末手当ではなくて勤勉手当のほうでお願いできないかと。も

っとも最初は、こういったコロナ禍の中で、今回は職員もワクチン接種対応等でいろいろな準備、予定をしていないような形での業務、ふだんの業務に加えてやっているというふうなことで、本来はこういった減額勧告の内容についてはよしとはしないというふうな大前提があるものの、やはり今までのこういった経過の中で、せめて勤勉手当のほうでお願いできないかというふうな内容でありました。ただ、今後の、人事委員会の、人事院の勧告、それから県内の動向あるいは近隣市町村の状況等も調べていろいろ話をしていった中で、やむを得ないというふうな経緯になったところであります。

なお、国のほうの人事委員会も、11月23日に正式に今の12月は見送ってというふうな中身が国のほうから示されたところでありますけれども、具体的な方法等も、その後情報提供はするといふふうにあります。また情報は来ていない状況であります。そういった経過もある中で、12日に給与関係閣僚会議というのが2回開かれているようですけれども、最終的には23日ですが、最初の時点で、もうその情報が入った時点で今年度はやらないというようなことで、組合側のほうとは2回にわたって、1回妥結したところでありましたけれども、そういった情報を踏まえて、最終的には本日上程しております内容で合意したところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今ありましたいわゆるコロナ禍で、町全体ですけれども、職員の皆様が大変、未曾有のと言いますか、経験のない中でいろんな対応、苦勞されてきたということでもありますから、本来であれば引上げということもあるのかななんて私個人的に思うわけですが、ただ、こうした全国的な流れの中ではやむを得ないのだろうというふうに思います。

それで、ただ、特に遡及してというのが全国的にあるようですけれども、それを4月ということで、令和3年度内はやらないということで決断したということは、私は評価したいなというふうに思いますが、いずれにせよ、経済ということを考えても、確かに民間は、あるいは非正規というのはこのコロナ禍で賃金も下がってきているわけですが、こうした中で全体が下がっていくというのは、給与が下がっていくというのは経済の面でもマイナスだというふうに思いますので、そういったことから、いずれ今後とも適切な対応をお願いして、質疑のほうを終わります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。



3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

議案第42号と同じく反対をいたします。

町内には明らかに生活に困窮していらっしゃる方が存在します。賛成なさった方いらっしゃいます。当然でしょう。ただ、私はこの議案が成立した場合、少なくとも私を支持してくださった方に説明ができません。

以上、反対します。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

原案に賛成をいたします。

今、反対する討論の中で、生活困窮者が町内におられるというお話がございました。そのことは事実でありますし、私は否定をする何物でもありません。しかし、生活困窮者がいるから町内の労働者の賃金を引下げをしたほうがいいのだと、こういう議論は、私はなじまないというふうに思います。なぜならば、憲法25条において、国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、このように生存権として定められております。そして、この憲法を受けて法律が定められ、その法律の中では生活保護法などが定められています。そのほかにも幾多の関連する法律がございます。議員諸兄は既にご案内のとおりです。

その法律を受けて、例えば平泉町の財政の内訳を見てください。町民の福祉向上に充てる扶助費の割合が県内の町村議会の中でも1番です。それだけ多く、本町は扶助費の比率をもって、反対討論で言われたような生活困窮者や、あるいは高齢者や生活保護などを必要とする方々、こうした方々へ、不十分とはいえ、手厚い保護を行政として行っているわけでありまして、そしてその作業に携わっているのが役場の一人一人の職員なのであります。

これから最後の追加議案の中で議論されますが、一時金の支給もあります。年内に支給をしてほしいという声もあります。あるいは分割せずに一括して10万円現金で欲しいという声も聞きます。いま師走を迎えて、年内にそのお金を出そうというときに、職員の皆さんは大変な作業に取り組みながら、そうした弱者に対する対応をしているわけでありまして。この間の約2年にわたるコロナ禍の中での役場職員の皆様のそれぞれの働きざまもそうであったであります。そうしたものに、住民を代表して、住民から選良されてこの議場にいる我々議員が、町民の福祉の向上を一番に考えて、それぞれの場面で議決をしていくというのは極めて当たり前のことではないでしょうか。ぜひ良識ある議員諸兄の判断を求め、私の原案に賛成の討論といたします。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

三枚山光裕でございます。

原案に賛成の立場から討論を行います。

3つの点であります。1つは、コロナ禍の中で、職員も本当に頑張ってくられました。そして、これからもこの苦労は続くわけであります。そういう点で原案に賛成したいと思います。

2つ目については、やはり労使間の合意という話もされてきました。公務員労働者、労働運動全体が賃金の、労働者の処遇改善の先頭に立って頑張ってきて今日に至っているということを考えますと、今後こうした賃金の引下げというのは、全体の経済も含めて押し下げる結果になってしまうということが2つ目にあります。

そして、民間などの状況もありますけれども、それも踏まえて、4月からの引下げという提案をしたというのは積極的に評価すべきものだと考えます。

以上の点で賛成討論といたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第44号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第44号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書9ページをお開きください。

今回の条例改正は、産科医療補償制度が見直されること等を踏まえ、出産育児一時金等の支給の見直しに伴い、出産育児一時金における産科医療補償制度の掛金が1万6,000円となっておりますが、令和4年1月1日より同制度が見直され、掛金が1万2,000円に引き下がることが決

定したことから、4,000円を減額し、1万2,000円に改めるものであります。

また、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、少子化対策として、重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給額について42万円を維持すべきだということを踏まえ、健康保険法施行令等の一部改正する政令の公布に伴い、掛金を除いた金額を4,000円増額し、40万8,000円に改めるための所要の整備を図るものでございます。

参考資料5ページ、議案第44号参考資料をお開き願います。

新旧対照表によりまして改正の内容についてご説明いたします。

第5条第1項中の現行の下線部分「40万4,000円」は改正後の下線部分「40万8,000円」に、また現行の下線部分「1万6,000円」は改正後の下線部分「1万2,000円」に改めるものであります。

改正後の第5条第1項につきまして、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として「40万8,000円」を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときには、規則で定めるところにより、これに「1万2,000円」を上限として加算するものとすると改めるものであります。

なお、附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、施行日前に出産した被保険者等に係る平泉町国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によることとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第6、議案第45号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

議案第45号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の議決を求めることについて補足説明をいたします。

議案書11ページと参考資料をご覧ください。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、平泉町町税条例の一部を改正するものです。

この改正により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子供に係る均等割額の減額措置が導入されることとなります。減額措置の内容といたしましては、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を所得制限を設けず2分の1に減額するものです。第1子から全ての未就学児が減額の対象となります。

なお、この改正は令和4年度以降の国民健康保険税について適用されるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第7、議案第46号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第46号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

議案書13ページをお開きください。

今回の条例改正は、デジタル化の推進に伴い、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、電磁的記録に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うものでございます。

参考資料19ページ、議案第46号参考資料をお開き願います。

新旧対照表により改正の内容についてご説明いたします。

目次中、現行の第5章事業所内保育事業（第42条から第48条）の次に、改正後において「第6章 雑則（第49条）」を加え、改めるものであります。

第6条第1項中の現行の下線部分「。第3号」は、改正後の下線部分「。以下この条」に改めるものであります。

「第6章 雑則（電磁的記録）第49条」につきましては、「家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。」ことと規定を加えたものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

家庭的保育事業ですけれども、民間でもいろいろ問題がある保育事業なのですけれども、これについて、いろいろな部分で支障を来すのではないかなと思うのですが、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。そして、また平泉町ではこのような体系になる可能性はあるのでしょうか。つくられる可能性はあるのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは家庭的保育事業の内容でございますが、これにつきましては小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、それから居宅訪問型保育というふうに4つほど定義されているところでございます。現在、平泉町におきましては、家庭的保育事業を行っているような施設はございません。

一方で、これにつきましてはゼロから2歳までというふうな限定になっておりますので、そういった部分で、現在当町の保育関係につきましては待機児童がないというふうなことで、待機児童ないような状態で現在は保育をさせていただいているところでございますが、状況によりましてこういった施設が必要となる場合につきましては、これから検討を行いまして、それこそ関係者、関係団体、関係組織などと相談しながら、そういった施設の設備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第8、議案第47号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第47号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書15ページをお開きください。

本件条例改正につきましても、議案第46号の補足説明と同様に、デジタル化の推進に伴い、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関

する基準の一部が改正されたことを踏まえ、電磁的記録等に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うものでございます。

参考資料の21ページ、議案第47号参考資料をお開き願います。

新旧対照表により改正の内容についてご説明いたします。

目次中、現行の第3章第3節、特例地域型保育給付費に関する基準（第51条、第52条）の次に、改正後においては「第4章 雑則（第53条）」を加え、改めるものであります。

現行の第5条第2項から第6項と第38条第2項の規定につきましては、改正後において削除し、新たに電磁的記録の条項として第53条に加えたものであります。

第42条第5項中の現行の下線部分、「次」は改正後の下線部分「次」に、また現行の下線部分「行う者」は改正後の下線部分「行う施設」に改めるものであります。

「第4章 雑則（電磁的記録等）第53条」につきましては、次の規定を新たに加えたものであります。第1項として、「特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、その条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。」こととしたものであります。

第2項として、「特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の第1号及び第2号に掲げるものにより提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。」こととしたものであります。

第3項として、「前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。」こととしたものであります。

第4項として、「特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次の第1号及び第2号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。」こととしたものであります。

第5項として、「前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。」こととしたものであります。

第6項として、「第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用し、読み替える。」こととしたものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。  
以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。  
これから議案第47号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。  
したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩といたします。11時10分より再開いたします。

---

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

---

議 長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第9、議案第48号、平泉町志業支援施設設置条例を議題といたします。  
本案について担当課長の補足説明を求めます。  
松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書19ページをお開き願います。  
議案第48号、平泉町志業支援施設設置条例についての補足説明をいたします。

この条例は、町が所有する旧志羅山旅館について、今後実施するプログラミング講座の受講生の宿泊施設等として活用するために制定しようとするもので、第1条ではその設置の目的を、第



2条では施設の名称を志業シェアハウスとすること及び位置を規定するものです。なお、志業とは学業や事業、仕事に志すことを意味しております。第3条では施設の事業について、第4条では行為の禁止について、第5条では使用者の範囲を志業支援事業の参加者及びその修了者で、町内での起業を目指す者及び地域振興に資する事業活動を行う者とし、第6条では使用に当たっては町長の許可を受けること、第7条から第9条では使用料について、月額免除、不還付についてそれぞれ規定するものです。第10条では使用者の責務について、第11条では設備等の承認について、第12条では使用許可の取消し等について、第13条では施設の管理及び運営に関し必要な事項は規則で定めることを規定するものです。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山です。

テレビなどでこういった類のことで積極的な成果を上げているというようなところも報道で見た記憶がありますけれども、新しい取り組みということで、この利用の展望といいますか、その辺はどういうふうに捉え、これからということでもありますけれども、反応といいますか、そういったものがあればちょっとご紹介いただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

展望としましては、ただ単にプログラミング講座を受講して、それで終わりということではなくて、将来的に町での起業あるいは町内企業への就職、そうしたものを目指していく事業というふうに考えてございます。

なお、反応という点につきましては、今インターネットで公募をしておりますけれども、ほぼ定員に達しつつあります。まだ伸びております。全国的に応募がありまして、今現在、東京、大阪、神奈川、福岡、千葉、愛知、宮城というふうに県外から多く応募をいただいておりますし、県内、町内含めて、県内からも4名の応募があるということで、このプログラミング講座の名前自体がもう非常に有名な名前ということになっておりますので、関心をいただいているというところでございます。いずれプログラミング講座受講して終わりということではなく、人材育成、そして町の活性化につなげていく、そういった先まで見越して取り組んでまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

ただいまのお話ですと、既に公募中であり、応募者が国内全般にわたって多数だということなのですが、この条例の公布の日というのはいつを予定されているのかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

議決をいただきました後、速やかにというふうに予定してございます。

議長（高橋拓生君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

全国からたくさんの方が応募されているという中で、そのシェアハウスの中のいわゆる個室の割当てについて若干伺っておきたいと思いますが、応募されている方の中には当然女性の方もいらっしゃるのかと思いますが、そうした中で個室の配分の基準、もしくはどのような形で10室について15人の定員を割り振っていくのか、ルール等をお聞かせいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今議員からお話のありましたとおり、この施設については10部屋ございます。大小がございまして、一番大きな部屋が10畳、小さい部屋については4.5畳ということで複数の部屋があるわけですが、基本的に10部屋ですので、10人を超えた場合については、10畳から8畳については2人部屋で、間に仕切りを設けて複数名で入居をいただくということで検討してございます。

なお、現状の申込みの中では女性が非常に今少ない状態ですので、女性については基本的に個室ということで想定してございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

条例の中で、町長が認めた者の減免をすることができるという定めで、そして規則の中でその条件をつけております。プログラミング講座を受講した者、あるいは受講後の起業をするためにそこを使用する場合の減免というものもうたっておりますが、条件といいますか内容、そして期間、そういったところの規則は今後定めるのか、その辺ところをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

使用料の免除につきましては、今後規則のほうで定めていくということになりますが、基本的には条例の第5条に掲げております使用者の範囲の中の第1号、志業支援事業に参加する者、現在想定される者は今募集しておりますプログラミング講座ということになりますが、これへの参加者。現状ではまずこの第1号の方だけということになりますが、第2号の方、そのプログラミング講座に参加された方で、それを卒業して町内での起業を目指す方、これは将来的に出てくるかと思いますが、そういった方々については免除ということで規定をする予定になってございます。

なお、令和3年度、令和4年度につきましては、国の地方創生推進交付金の交付対象となっておりまして、入居時のWi-Fiの費用であったりとか光熱費等も補助対象ということになることから、免除ということにしようというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

松本課長、期間のほうも質問あったと思うのですが。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

プログラミング講座の期間、1つの講座で約1か月の期間というふうになりますので、講座につきましては土日開催、平日については課題が出されるというふうに想定しておりますが、その期間、講座開催期間中の1か月については入居が可能ということになってございます。

なお、その後にもまた講座を開催するというようになりますが、その次の講座に参加されるという意思表示をされて、あるいは申込みをされている方については、例えば間が1か月空くとかという場合であっても、次の講座に向けて引き続き入居が可能というふうに考えてございます。明確に何か月というふうなことではなくて、講座の期間中、そして次の講座に参加する方は引き続きその間も入居できるという形で考えてございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

この第5条の中で、志業支援事業の修了者で、町内での起業を目指すということになっておりますが、修了した者が引き続き志業シェアハウスを使って起業をした場合に、そこを拠点とした場合、そういった減免ということも考え得るのかということと、そこについて伺ったところですけども、お答えをお願いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

講座修了後に明確に町内での起業を目指すという者については、特に期限を設けず免除という形で規則の中で制定する予定としてございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それ以外に、そのほかに町長が認める地域振興に資する事業活動を行う者という取り決め、(3)にありますけれども、それはほかの企業も、平泉でもって起業したいという者が、町長が認めた者であれば、そこを使用することができるということで減免も考えられるということでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

基本的には講座受講生をまず優先するという形になりますが、その人数、募集した中で何人ここに宿泊するのかというのが分かった段階で、支障のない範囲で、地域活動を行う者に対して貸出しを検討しておるところでございますが、なお、規則において使用料の免除の部分につきましては、町と協定等を締結して事業等を行う者としてございますので、何でもかんでも地域活動を行う団体に対して全て免除するというのではなくて、あくまで町とまちづくり協定等を締結した事業者に対しては免除をするという形で考えてございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第10、議案第49号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書23ページをお開き願います。

議案第49号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

本議案は、道の駅平泉の次期指定管理者を指定しようとするもので、現在は平成29年4月1日から5年間の指定管理期間として株式会社浄土の郷平泉を指定管理者としているところでありますが、その期間が令和4年3月31日に満了することから、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の期間について新たに指定管理者として指定するため、議決を得ようとするものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、平泉町指定管理者制度導入方針に基づき実施いたしました。まず、7月13日から9月30日まで公募を行い、株式会社浄土の郷平泉1社から申請書の提出がありました。募集期間終了後の10月18日、第1回指定管理者制度運営委員会において選定基準が決定され、10月26日の所管課による審査を経て、11月9日、第2回指定管理者制度運営委員会において委員14人による審査、採点が行われ、株式会社浄土の郷平泉が指定管理者となり得る要件を満たしていることが認められ、指定管理候補者として選定されたところであります。

これを受けて、11月12日、指定管理者制度運営委員会から町長に対し、株式会社浄土の郷平泉を指定管理候補者として選定した旨の報告があったことから、今議会におきまして、株式会社浄土の郷平泉を指定管理者として指定する議案を上程したところであります。

なお、議決が得られました後は、来年1月に基本協定を締結する予定としております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

選考過程の中で申請者から今後の事業計画や収支計画が示されたと考えますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

指定管理の申請書の中に、今後5年間の収支計画というものを提出していただくことにしております。今後5年間の収支計画は提出をさせていただきます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

計画案が妥当なものであるとする評価は、過去の報告によってでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今後5年間の収支計画を提出された中で、所管課における審査の中で、今現在令和3年度です

が、その見込みも含めて過去5年間の収支実績を比較いたしまして、その内容について収支計画が妥当なものであるということで判断をしたところであります。令和4年度、来年度の収支計画が収入合計で約5,600万ほどを見込んでいますけれども、これについては平成29年、一番最初の年になりますが、ここでは7,400万ほどあったところが、令和4年度に5,600万ということで低く見積もっているということになりますが、直近では令和2年度、特にコロナの影響を受けまして収入合計が4,800万ほどとなっていたということからしますと、令和4年度の5,600万は妥当だというふうに考えております。

なお、令和3年度、見込みでございますが、引き続きコロナの状況で、落ち込んでいる状況にはありますが、令和2年度よりも売上げとしては上がっているということで、このまま推移をいたしますと令和3年度末の見込みで約5,700万ほどの収入合計を確保できるというふうに見込んでおりますので、令和4年度の5,600万ほどというのは妥当な数字だというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

私も今後の指針としたいので、そうした資料が出来上がりましたら頂きたいですが、よろしいでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

所定の手続によりまして、提供は可能と考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今収支の話も先ほど出ましたけれども、これも今いろいろ心配する話も聞こえてくるわけですが、2つ、その関係もありましてお聞きしたいと思えます。

まず、これまでも必要な支援といいますか、指定管理ですのでこれくらいの額とかあるわけですが、消耗品などの支援というのを行われてきたと言いますか、あったと思うのですが、これまでと違って、今後新たにそういった点での町の負担が増えている分というか支援というか、コロナ禍ですから、いろいろそういった点で支えるということはもちろん必要だと思うのですが、そういったのは何か変わってくる部分があるのかということが一つ。

それから、いわゆる農業、商業、工業、農商工の振興という、この目的との関係で、依然大変な状況等続いているわけですが、経営としては、コロナ禍で。そういう中で、この振興という点での展望といいますか、こういう点で上向きになっているとか、そういった点ではどういう状況にあるのかというのをお聞きしたいと思えます。お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

指定管理料につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり消耗品の関係で年額で94万9,000円ということで、令和2年度についての実績でございますが、交付をしてきたところでございます。このほかに、国交省分の電気料金については、実績に基づいてその分が交付されるということになりますので、それが上乘せをされているという形になりますが、基本的にはこの考えを令和4年度以降も引き継いでいきたいというふうに思っております。

令和3年度もコロナの影響で引き続き最盛期よりは売上げ等は下がっているところでございますが、見込みとして黒字決算の見込みが出てございますので、これについては、株式会社浄土の郷におかれましても非常に努力をされたのだなというふうに思います。そういった中で、厳しい状況の中で、そうした収支あるいは経営努力をされてきたという中での黒字だと思っておりますので、これについては、令和4年度以降についても現状の支援というふうに考えているところでございます。

なお、農商工の展望ということにつきましては、特に一番大きいのは、隣接地に平泉世界遺産ガイダンスセンターが立地をされたというのは非常に大きいかなというふうに思います。県のガイダンスセンターにおきましても、まずはそこに立ち寄っていただいて、平泉観光の出発地点だということでおっしゃっております。道の駅につきましても、町内への観光のゲートウエー、そしてもっと広く言えば県内あるいは北東北のゲートウエーという位置づけになってございますので、ここの施設が連携することによって相乗効果を上げて、それぞれ行き来する中で、売上げの増であったりというものに結びつく、そして、その中で農家の出品する野菜等が販売が上がっていくというふうな相乗効果を上げていく中で、連携を図っていければというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

農産物の出荷の問題は、ずっと当初から量が少ないということで心配もされていたわけですが、結構周りでも、今年は柿とかクルミとかギンナンなんかもう売るのはないという状況も聞きました。非常にそういった点では出荷者も町内が増えているという話も伺いましたが、その辺でのもう少し、この展望と先ほど聞きましたけれども、前に向いているなということが分かる状況というのは今あるのかということ伺いたしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

指定管理者につきましては、絶対的に不足している商品、また時期的に不足している商品を解析するなどの品ぞろえの対策を行っているところであります。また、集客、販売促進対策を行っ

てきております。そのことにより、町内の出荷者数は年々増加していると考えているところであり、今後もさらなる対策を取っていただき、出荷者の増加につながることを期待しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにありますか。

8番、高橋議員。

8番（高橋伸二君）

これまでの5年間の道の駅の株主総会の資料を拝見してきていますが、構造的な問題というのがその中に介在をしているように私は総会資料を見て感じているのです。今、課長の答弁などを伺いますと、向こう5年間の黒字の計画がつくられていると。これはこれで、一つの企業努力として取り組んでもらうわけですから結構なのですが、平泉の特殊性というのですか、それは何かというと、道の駅を利用する方の住民の割合、これが極めて低いのだというふうに思うのです。売店部分だけを取った場合、取り上げた場合、低いと思うのです。なぜ低いのかということをやったり考えてみる必要があるというふうに思うのです。

私もそうですけれども、自分のうちで大根作ったり玉ねぎ作ったりねぎ作ったり、キャベツ、白菜作ったりしているわけです。そういうものが幾ら道の駅に陳列されても、買う人というのはもう限られている。町場のごく一部の方々。しかし、長島に住んでいる人だけではないと思うのですが、川の東側に住んでいる方々はどうしても毎日の食材を買いに町に出なければいけないわけです。町に出なければいけない理由というのは、道の駅に売っていないものを求めるからなのです。

では、道の駅に今足りない物とか求められる物は何なのかということを見ると、これは町長、この道の駅オープンのと時から大分ご尽力されたと思うのですが、実現をしていないいわゆる海産物、鮮魚、この販売スペースがないということです。まさに入れたいけれども販売スペースがないということが大きなネックになっているわけです。

そう考えたときに、あの道の駅の建物そのものというのは国の財産、資産です。そうしたときに、ますます道の駅の整備をさせていくというためにも、あるいは地域の、先ほど三枚山議員が言われた農商工の連携を深め、高めていくためにも、何とかあの建物設備の改良に向けて、関連する国土交通省なのではないでしょうか、そこの協議を積極的に町としても求めていきながら、道の駅の経営に寄与するそういう取り組み、努力というのが求められているのではないかと思います。このことについてどのようにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

道の駅につきましては、開設当初から非常に期待の大きかった、いろんな意味で町民の方からも期待が大きかったかというふうに思っております。なお、ご指摘をいただきましたとおり、まだまだ伸び代としてはあるというふうに考えますが、やはり今一番少ないのは町民の方の利用と



いう部分の事業計画が少ないのではないかとということで、担当課による評価においても、その部分については指摘をさせていただきました。その部分について、今後道の駅については事業として展開をしていってほしいということで、これから新たな期間に向けてブラッシュアップといたしますか、計画を一緒になって練りながら、その部分についても対応していきたいというふうには考えております。

海産物のスペースにつきましては、開設当初からご指摘いただきましたとおり、それは必要であるというふうな町の考えについてはお伝えをしてきたところでございますが、やはり冷蔵の設備であったりとかのスペースの問題でなかなか実現をしてこなかったというところがございます。建物については全部国交省ということではなくて、あとは国交省の分、町の分を一つにまとめた建物になっておまして、町の分については産直スペース、それからレストランスペースについては町の分ということになってございますので、ここの改良については当然国交省との協議が必要になりますが、町として改良あるいは増築をしていくということになろうかと思っておりますので、改めて令和4年度以降の計画を話し合いをする中で、どういったものがあればそういった海産物が販売できることが可能なのかということを少し検討させていただいて、話し合いをしながら、場合によっては国交省に協議をし、実現するものについては実現をしていくということで進めてまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今、同僚議員の、地元の利用がなかなかという話もございましたが、農産物についてもいろいろ課題があると思うのですが、加工品のことについてお伺いします。

やはり町内、いろいろ議論もされて、皆さん努力をされていると思うのですが、ほかの道の駅を見ますと、加工品が非常に豊富だと。そして、町内そういったスーパーも少ないといったところで、加工品のところで提案というか、どうだろうかというような講習会とか、そういった働きかけも行っているのかどうなのか。そこについて、加工品についてはどうなのかということをお伺いしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

議員ご指摘のとおり、加工品についてやはり不足していると感じているところであります。ただ、加工品を生産している方というのはやはり高齢化が進んでいる状況ですので、今後どのような加工品を取り組む方が出てくるのか分からない状況ではあります。今度新たに出された計画書を見ますと、野菜、加工品出荷者に対し勉強会を開催していきますとありますので、そういう取組をもって加工品等の出品も増やしていきたいと考えておりますし、また町とすれば、野菜出荷部会の役員会、毎月1回程度開かれておりますが、そういう会に出席しながら、状況は確認し

ていきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

確かに海産物と同じように冷蔵的な、そういったところの設備もやっぱり必要になってくるのでなかなかのかなというふうに思うのですが、今課長がおっしゃいましたように、加工を行う人たちの高齢化もあるということですが、その辺のところを、いろんなレシピ、そういったところも提案したりとか、若い人たちがそういうところに取り組むようなことも今後ぜひ会社のほうに提案するとか、それも必要ではないかと思います。そこはどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

高齢の方につきましては、やはりなかなか今後取り組むのは厳しいのかもしれませんが、若い方々については、例えば6次化産業とかの支援制度もありますので、そういうものを活用しながら拡大していただければと考えておりますので、そういうお話があれば、積極的に町としても関わっていきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

5年間営業してきたということで、新たに指定管理者の指定を受けるわけでありましてけれども、他の、ほかの道の駅の売上げというのは、これくらいの規模だとどのくらいの売上げがあるのか比較したことはございますか。やはり5,000万から7,000万、そのくらいの売上げだと大変難しい運営の状況ではないかと、そのように思います。そういう意味で、やっぱり新たな売上げの在り方、営業の在り方、運営の在り方をしっかりとしていかなければならないかと思っております。

もう一つは、多く売上げをしていかないと手数料が増えないというような状況にはなってくるのだらうと思います。そういう意味では、やっぱり売上げを伸ばしていかなければならない。やっぱりそのところ、今コロナ禍でありますから大変難しいことだとは言いながら、次の展開を十分考えていかなければならないのかなと、そのように思います。いろいろとガイダンス施設の分も関係で売上げが伸びるのではないかという予想は立てられるものは、やはりしっかりとした売上げを伸ばしていくという、そういう気構えがないと、なかなか今の状況では売上げを伸ばすことは難しいのではないかと、そう思います。その点に関しましてお聞きしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

他の道の駅の収支については把握をしてございませんので、それと当町の道の駅の比較という

のはしたことはございませんが、今までの収支実績からしますと、やはりまだまだ収益の上がる施設だというふうに考えてございます。今後どこにそういった要素があるかと言えば、やはり町民の方の利用、これを増やしていくということが必要だろうというふうに思っております。そのためには、ほかの道の駅を見ましても、やはりレストランで特徴的なメニューがあつて、非常に人気が高くて地元の方が来ているというふうな状況も私も実際に目にしてきたわけですが、今回の募集をする際に、協定の中で、そういった目玉メニューを開発することということで、今回は明確に協定の中に入れてさせていただいておりますので、そういったメニューを開発していただくことによって、町民の方の利用も増えていくと。その中で売上げが上がっていく。そして、野菜についても、今後その取り組みを進める中で、ご指摘のありましたとおり、売上げが伸びれば手数料収入が増えるということで、そこは連動してまいりますので、併せてそこも取り組んでまいりますというふうに思います。

なお、現在朝食は非常に売上げが好調で、評判も非常にいいですので、これについては継続をする中で、今度はやはり昼のメニューをもう少し工夫をいただければということで、今後話しを進める予定としてございます。

議長（高橋拓生君）

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

指定管理者に関しましても、いろんな指定管理者の申込みがあるわけではなくて、1か所からの申込みで、どうもしようがないといえましょうがないのかもしれないですけども、まず1か所しかないということですので、本来ならばいろんなところから申込みがあればよろしいのですが、そういう意味ではやっぱり今の状況でもしようがないのかなという思いはしております。

いずれ、売上げを伸ばすには基本的にはやっぱり売の方々の努力も必要なわけなのです。ただ売ればいい話ではなくて、次につながる売り方というのもまたあると思います。やはり次につながる売り方をしながら伸ばしておく。いろんなものを利用しながら伸ばしていく必要があるのだらうと思います。いずれ5年間やってきたわけですので、その後の5年間を期待したいと、そのように思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今回の公募では結果的に1社ということではございましたけれども、選定をする中において、1社だからイコール次期指定管理者ということにはなりませんので、65%以上の点数を取らなければ候補者にはなれないという、この審査の中でそれをクリアしたということではございますので、そこについてはご理解をいただきたいということと、あとは、やはり多くの応募の中からよりよい指定管理者というふうなところが、たしかにそういう点はございますけれども、このコロナの中で、特に観光客の影響を受けるというふうな判断もあったのかなと思います。問合せとしては数件あったわけですが、申請まではいかなかったというところでございます。

売るほうの努力というものについては、まさにそのとおりだと思います。次につながる売り方、これにつきましては、私も5年間見ておりますが、徐々にやはりノウハウが身についてきているのではないかと。売り方については非常に工夫をされているなど最近感じているところでございます。ぜひこの5年間の実績、ノウハウというものをさらに1ランク上げた状態の中で運営をいただくように一緒になって進めてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

いろいろな質問が出されておりますけれども、私自身、評価の欄がこの2年間、コロナの2年間を入れると相当、もっと評価高くてもいいのかなと思いついていたのですが、結構低めで、ちょっともう少し上がってもいいのではないかなと思う評価だったのですが、これから売上げを伸ばしていくという点では厳しいのだと思いますけれども、今の道の駅の部分というのは売場が本当に少なく、玄関から入って、わざわざ入っていかないと売場がないという状況なのですが、実質的にはちょっと無理なのかどうか、私自身は分からないのですが、外に別棟で売場的なものをつくれぬものなのではないでしょうか。そういう部分というのは無理なのかなと。野菜とか果物的なものは外で売れるのもっと売上げが伸びるのかなと思うのですが、そういうことを、ちょっと可能なかな、どうなのかなと思いついて質問してみたのですが。

以上ですけれども。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

売場面積に限りがあるので、外を活用してということは当然考えられるかと思います。ただ、そこで売る物というのは、屋外ですので、季節によっても限られてくるかと思いますので、そこについては、今現在テナントで定期的に出店されている方がいらっしゃって、その売上げが非常に好調でございますので、その部分につきましてはこれまでどおりテナント収入を得るという形の中で、よりよいテナントに貸していくというふうな方向で考えてございます。当然、季節的、あるいは場合によっては道の駅本体が自ら外に出店をするということも可能ではございますので、そこも併せて検討していくということになろうかと思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第50号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

議案書25ページをお開きください。

議案第50号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

岩手県市町村総合事務組合は昭和27年設立の岩手県消防補償等組合、昭和32年設立の岩手県市町村職員退職手当組合、昭和45年設立の岩手県市町村交通災害共済組合、以上の3つの組合が平成元年に統合して新たに発足した組合であります。県内全市町村と23の一部事務組合、3つの広域連合が構成組織となっております。

このたび令和4年3月31日をもって、構成組織の一つであります陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び本組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法による議決を求めようとするものでございます。

それでは、参考資料の27ページをお開きください。

議案第50号参考資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

別表1、第2条関係では、盛岡地区広域消防組合から岩手県後期高齢者医療連合までの26組織を改定後、陸前高田市及び大船渡市営林組合を除く25組織に改めようとするものであります。

また、別表2、第3条関係では、共同処理する団体の欄中、陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合を改定後、矢櫃山造林一部事務組合に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。13時から再開いたします。

---

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第51号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それでは、議案書の27ページをお開きください。

議案第51号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明をさせていただきます。

議案書28ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税、1 項町民税874万1,000円、これは個人の現年課税分の増額でございます。

14款国庫支出金412万3,000円、1 項国庫負担金1,055万1,000円、これには新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金が含まれております。2 項国庫補助金642万8,000円の減、これには文化財費補助金980万9,000円の減額が含まれております。

15款県支出金246万9,000円の減、1 項県負担金50万1,000円、2 項県補助金296万9,000円の減、これには文化財費補助金366万7,000円の減額が含まれております。3 項委託金1,000円の減。

18款繰入金、2 項基金繰入金 1 億30万8,000円、これには財政調整基金繰入金 1 億130万8,000円の増額が含まれております。

20款諸収入、5 項雑入 3 万円。

21款町債、1 項町債70万円、これにはかんがい排水事業270万円の減額が含まれております。

22款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金8,000円。

歳入合計補正額 1 億1,144万1,000円でございます。

次に、議案書29ページ、歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費353万9,000円の減、これには旅費225万8,000円の減額が含まれております。

2 款総務費2,244万7,000円、1 項総務管理費2,227万7,000円、これには用地取得費1,033万6,000円の増額、プログラミング講座委託料403万4,000円の減額が含まれております。2 項徴税費22万5,000円、5 項統計調査費 3 万1,000円、6 項監査委員費 8 万6,000円の減。

3 款民生費3,270万8,000円、1 項社会福祉費2,440万2,000円、これには新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別給付金795万円の増額、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金406万7,000円の増額が含まれております。2 項児童福祉費830万6,000円、これには平泉保育所雨樋修復工事費334万8,000円の増額が含まれております。

4 款衛生費6,221万6,000円、1 項保健衛生費6,496万6,000円、これにはワクチン接種会場設営業務委託料1,621万8,000円の増額、会計年度任用職員報酬694万4,000円の増額が含まれております。2 項清掃費275万円の減、これは浄化槽設置整備事業補助金の減額でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費20万5,000円。

7 款商工費、1 項商工費556万5,000円、これには平泉観光協会会費支援補助金627万5,000円の増額が含まれております。

8 款土木費398万3,000円、1 項土木管理費33万5,000円、2 項道路橋梁費232万1,000円、これには道路台帳作成委託料157万1,000円の増額が含まれております。4 項都市計画費28万1,000円、5 項住宅費104万6,000円、これには修繕料84万円の増額が含まれております。

9 款消防費、1 項消防費99万7,000円の減、これには修繕料147万7,000円の増額が含まれております。

議案書30ページをお開きください。

10款教育費1,114万7,000円の減、1 項教育総務費116万4,000円、2 項小学校費228万5,000円、

これには修繕料104万4,000円の増額が含まれております。3項中学校費29万円、4項幼稚園費117万4,000円、これには平泉幼稚園雨樋修復工事費104万1,000円の増額が含まれております。5項社会教育費1,650万7,000円の減、これには無量光院跡復元整備工事費400万円の減額が含まれております。6項保健体育費44万7,000円。

歳出合計補正額1億1,144万1,000円でございます。

次に、議案書31ページ、第2表地方債補正でございます。

起債限度額の変更でございまして、農村地域防災減災事業の変更前の限度額130万円を370万円に、かんがい排水事業の変更前の限度額540万円を270万円に、公営住宅改修事業の変更前の限度額1,050万円を1,150万円にそれぞれ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

42ページ、43ページもやっていますか、議案資料の。

43ページに表れている27節繰出金330万円、これ、繰越金が311万円あるのですよね、この特別会計には。一層の経営努力をなさるといふふうなお話をいただいたことがあるのですけれども、不良ではないですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

43ページの繰出金330万円でございます。これにつきましては、健康福祉交流館への特別会計の繰出金というふうなことになっております。内容につきましては、燃料費及び光熱水費の増額の部分を繰り出ししておりますし、繰越金につきましては、当初予算に組み込んで補正の段階で予算を、繰越金につきましては、歳入歳出合わせた部分で計上しておりますので、新たに不足している分として今回繰出金330万円を出すものでございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

そうしますと、当初予算と繰越金とそれからこの追加補正でもって予算規模8,000万円超えるわけですね。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）



69ページになりますが、この後に予算のほうの審議をしていただくことになりますが、今回330万円を追加した場合に、予算につきましては7,837万6,000円となることになっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

4点あります。

まず初めに、38ページの総務費の時間外手当400万円、これは、何名分の時間外手当でしょうか。

そして、39ページ、代替バス運行費補助金、これは、ワクチン接種のときの高齢者を乗せるバスのことでしょうか。

あとは、42ページの3款1目3節時間外手当230万円、これも何名分か内容をお聞かせ願います。

そして、46ページの7節報償費140万円、これ謝金、これは誰に与えるものか。

そして、10節の需用費の消耗品費の425万円、これの内訳をお願いいたします。

そして、12節の委託料、ワクチン接種会場設営業務委託料1,621万8,000円、これの具体的な内容をお知らせ願います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

まず、38ページの総務費の一般管理費の時間外400万円、それから、42ページの社会福祉総務費の時間外230万円ということでありまして、まず、総務費につきましては、総務課とまちづくり推進課になりますけれども、その職員のこれから1月から3月までの時間外ということで、それぞれ今後の事業の予定等を見積もった中で不足する額ということで組んでおりますが、人数は、それぞれ個々人の積み重ねになりますけれども、今、資料を持っていませんので、後ほど回答したいと思います。

あと、同じく社会福祉費につきましては、42ページですけれども、これにつきましては、町民福祉課の職員の今後の1月から3月を見越した場合の時間外で不足するであろうというふうな見積りとなってございますが、これにつきましても、後ほど回答いたしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

39ページ、企画費の18節の代替バス運行費補助金につきましては、廃止されたバス路線の補助金ということで、長島地区を運行しております一関線の東磐交通に対する補助金の額でございますので、コロナの運送に関わる費用とは異なるものでございます。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

46ページの7節報償費140万円でございますが、こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種の際に、そのワクチン接種の日に従事していただく方々への謝金ということでお支払いするものであります。それで、人数といたしましては10名ほど予定しておりまして、看護師さんですとか、そういう専門職の方々、例えば、あとは問診をしていただく方だとかというような方につきましてお支払いするというものです。

それから、10節の需用費、消耗品費の425万円ですけれども、こちらにつきましては、主には接種券を交付しますので、対象者の方々に、それらの用紙代ですとか、それから、接種の証明書を発行するための消耗品、あとは救急セットなどが含まれております。

それから、12節委託料のワクチン接種会場設営業務委託料1,621万8,000円でございますけれども、こちらにつきましては、前回、1回目、2回目の接種の際にも会場の設営業務を委託しておりますけれども、3回目の接種につきましても同様の形で、会場のほうを設営いたしまして、そして、ワクチン接種を行っていききたいというふうに思っております。主には、椅子だったりとか、パネルだったりとか、そういう様々な物を、または、消毒液だったりとかというような物につきましてお願いをしたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

最後のワクチン接種会場の設営業務委託料1,621万8,000円、3回目の接種のときのためのものだと思うのですけれども、3回目、65歳以上と、あと、64歳以下、あとは民区別とかになるかと思うのですが、何回設営の予定でしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

このワクチン接種会場設営業務、この委託料ですけれども、3回目接種につきましては集団接種を中心に行っていく予定です。それで、65歳以上の方々は2月の中旬ぐらいから接種を開始していきたいというふうに考えておりまして、その高齢者の接種の方々が終わるのが大体3月、4月あたりの終了というか、を考えておりますが、その後、64歳以下の方々へのワクチン接種につきましても、引き続きその設営を継続しながら3回目の接種を行っていききたいと思っておりますので、2月から、3回目接種が終わるときまで、年度を越しますけれども、引き続き設営をしたままでワクチン接種を行っていききたいというふうな考えでおります。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

1回設営すればそれで十分かなと思うのですが、1,600万円はちょっと高いような気がするのですが、それで疑問を持ちました。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

繰り返しになるかもしれませんが、このワクチン接種の会場設営業務委託料につきましては、本当に、テーブル、椅子、あとはフロアシート、土足で使用できるようにフロアシートも全面に敷いたりとか、様々な細々とした物品などもお借りする予定です。あと、それから、寒い時期にもなりますので、暖房器具といたしますか、そういうものも含めながら会場の設置をしていきたいと思っておりますし、やはり、設置をすれば、ワクチン接種をしている間、ずっとその期間は設営をしたままということになりますので、ちょっと高額といたしますか、金額が大きくなっておりますけれども、このような中で設営をしながらワクチン接種をしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

大友議員、時間外の答弁につきましては、後ほどでよろしいですね。

ほかにございませんか。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

一点教えていただきたいと思えます。

50ページの土木費であります。道路台帳の作成委託料が計上になってございますけれども、この道路台帳については、町道の台帳ということでよろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

50ページの8款2項の一番上の道路台帳作成委託料ということで、こちら、もちろん町道のほうの道路台帳の主に補正業務でございます。今回追加になったのは、当初予算から計上しておいたわけなのですが、スマートインターチェンジ周りの高速道路の側道のほうが若干ちょっと見込みよりも延長が長かったりとか、それに関連して、祇園線の取付け道路の一部分とか、延長が当初3.8キロを見込んでいたのが4.6キロほどございまして、その分で不足する額の157万1,000円を今回補正させていただくという内容になっております。

議長（高橋拓生君）

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

そうしますと、その更新された道路台帳については、従来ですと、行政区長のほうにも配布をされておるわけですが、これは、更新になった台帳の配布というのは行われるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

台帳補正終わりましたら、配布しているところにはまた配布をしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

43ページの27節、特別会計健康福祉交流館悠久の湯への繰出金330万円に反対します。

コロナ禍の令和2年度ではなく、また、人件費の様態が大きく変わってはいませんが、令和元年度と比べて比較するに、減額補正が令和2年度では1,300万円ありました。先ほど、町民福祉課長からの答弁がありましたけれども、予算規模は8,000万円を超えます。繰越金が311万円あります。安易な追加ではなく、一層の経営努力を求めます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の議員の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

一般会計の補正についての健康福祉交流館への330万円の繰出金の取扱いについてでございますが、この後、補正予算として審議される健康福祉交流館の歳出を見ていただければ分かるわけですし、先ほどの担当課長の答弁でもご案内のように、コロナ禍の状況云々かんぬんという問題ではなくて、昨今の石油類の輸入の高騰に伴って、どうしても健康福祉交流館の日常的な運営に必要な燃料費、それから光熱水費に充当するという内容でありますから、この支出は避けて通れないと。もし、これを議会として認めないということになると、健康福祉交流館の経営時間の縮小とか、場合によっては営業の閉鎖と、こういうものにまで関係をしてくる繰り出しであります。そういう意味では、木を見て森を見ない議論ではなくて、しっかりと森を見ていただきたいと。このことを訴えて、原案に賛成の討論といたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第13、議案第52号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉光祉君)

議案第52号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

議案書の66ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明をいたします。

歳入。

8款国庫支出金、1項国庫補助金15万8,000円の増、社会保障・税番号システム整備費補助金の増額でございます。

歳入合計補正額15万8,000円の増額でございます。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費16万円の増、消耗品費及び通信運搬費の増額でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金2,000円の減です。財政調整基金積立金の減額でございます。

歳出合計補正額15万8,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第14、議案第53号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第53号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の70ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明をいたします。

歳入。

2款繰入金、1項他会計繰入金330万円の増、一般会計繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額330万円の増額でございます。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費330万円の増、燃料費及び光熱水費の増額でございます。

歳出合計補正額330万円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

年度当初、通年分として燃料費等は契約しているものと思います。これ、量はどれだけ変わったのですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、燃料費の重油代でございますが、今年度の見込みも含めまして、大体毎年10万リットルぐらいというふうなことでござっております。今回の補正の部分につきましては、年度当初から前年度の重油代と比べますと大体20円から30円ほど値上がりしている状況でございます。ですので、当初予算から比べますと、その値上がり部分について不足することが予想されることから、今回300万円ほどの補正をさせていただいている部分でございます。

なお、光熱水費におきましても、上下水道、さらにはガス燃料費、そういった部分がございますが、特にもガス料金につきまして30円から50円ほど値上がりされている部分がございますので、ほかの光熱水費と相殺をいたしました。見通しとしては約30万円ほど不足するものと思われるところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

燃料費の高騰は理解できますし、それから、これから寒くなるということも考えられるし、いろいろ理解はできるのです。

でも、お湯を使う利用者数は、昨年度、コロナ禍とは違って、令和元年度とはどうなのでしょうね。それから、食堂売上げが長時間利用者の数を大体反映すると思うのです。それから、各種無料優待や割引利用について、実態管理をしていますか。伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは、燃料費の関係でございますが、燃料費の部分で重油につきましては、基本的にボイラーにつきましては、本来真空ボイラーでございますので、80度以上の使用ということになっておりますが、使用の場合については、利用上問題がなければ60度まで下げることができるということで、お客さんがいる、いないにかかわらず、一定程度温度を保たなければいけないと。さらに、レジオネラの関係がございまして、保健所の指導では、60度以上の設定にしなければいけないというような決まりがございまして、温度調整につきましては、常に大体60度をキープしながらボイラーをたいているということにしております。

さらに、食堂の売上げの件でございますが、食堂の売上げにつきましては、なかなかこれは前年度と比べても伸びが異常に低いところでございます。というのは、前ですと、やはり、温泉の利用者も長時間利用される方がいて、ゆっくりと温泉で休まれる中で、食事などを取っていただいているところでございますが、今、コロナ禍だということで、3時間以内での利用が多いということで、なかなかそちらについては、利用者按比例して、食堂の伸びにつきましては、比例しているものではないというふう考えております。

それから、様々なキャンペーンにつきましては、こちらのほうで毎年、その期間の利用者数の

実態を把握しているところでございます。なかなか、去年、今年と様々なキャンペーンを打ち出しているところでございますが、やはり、まだコロナ禍ということで、なかなか、コロナのほう  
が一旦落ち着きはあるものの、なかなか一回離れてしまったお客さんがすぐ戻ってくるという状  
況ではございませんので、そういった部分を考慮しながら、キャンペーンとか、または、そうい  
った様々な周知を図りながら、お客さんを呼び戻していくというような考えでいるところでござ  
います。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

長時間の利用者が少なくなったというお話は何いしました。ということは、昨年にも増して施設  
利用料が下がっているということですよ。いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

長時間の利用が減ったから、料金が減っているというものではございません。昨年度と同じ状  
態のものをお話ししますが、11月末現在で、今のところ約330万円ほどの入館料がござい  
ます。これは、前年度と比べまして、約24%ほど増えているというところでござい  
ます。ただ、通年の令和元年度前までの利用者から比べれば、まだ利用料につきましては、そこまでは戻っておりま  
せんが、昨年度と比べれば約24%ほど伸びているという状況でござい  
ます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

原案に反対いたします。

先ほど、町民福祉課長が、8,000万円を超えてはいないとおっしゃった。でも、7,490万円  
でしたか、の当初予算に繰越金311万円7,000円、そして、追加補正で330万円、明らかに8,000万円  
を超えているのですよ。

昨年は、1,300万円の減額補正をいたしました。今年も恐らく1,000万円を超える金額を減額補  
正すると思います。2年間にわたって、社会福祉総務費1,000万円を超えるお金を使わなかった



ことになります。これ、ほかの福祉諸課題に使えるように予算を立てるべきではありませんか。

2年にわたってです。幾ら人件費の質が変わったとはいっても、これほどの幅を与える予算をつくるべきではありません。

以上です。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

再三再四にわたる討論に登壇をしているわけですが、私は、先ほどのこの前の補正予算のところで、木を見て森を見ないような議論をすべきではないと、このように申し上げさせていただきました。

平泉町だけではなくて、いわゆる公共団体における財政予算、そして、財政執行というのは、全ての課題がリンクをした中で回り回っているわけです。もし、ただいまの反対討論をよしとするのであれば、もう幾日も待たずして、健康福祉交流館という町民のための、町民の健康福祉増進のためのあの施設が閉じざるを得なくなると。もう皆さんお分かりでしょう。産油国からの原油の輸入額が大幅にアップをして、そして、国庫備蓄の燃料を、初めて政府は今回放出をすると、市場に放出をすると、こういうところまで、今の原油というか、灯油というか、それをめぐる経済状況なのです。

この330万円がよかったのか、悪かったのかというのは、9月の決算審査委員会の中でしっかりと皆さんで総括をすべきでありますし、そして、来る3月議会では、令和4年度予算が出されるわけでありますから、その時点で、健康福祉交流館に対する繰出金が多過ぎるといのであれば、健康福祉交流館の抱えている構造的な欠陥をどのようにして解消に向けさせながら、この一般財政から特別会計への繰り出しを減額をしていくかと、こういう議論をしていかないと、物事というのは前に進まない、私は、このように考えるものであります。

したがって、この間何度も健康福祉交流館の運営に当たって、様々な角度から私も指摘をしてきました。それに対して、町当局は、その指摘を受け止めて、その都度その都度といいますか、節々で取り得る対応を行ってきているわけです。そういう自助努力をやっぱりしっかりと認め合いながら、それでもなおかつ不足をしている部分は、予算審議の中で、あるいは、決算審議の中で、しっかりと議論を深めていくのが、町民から託されたこの議会の任務であり、議員の役目ではないでしょうか。

ぜひ、そのような同僚議員の皆さんでございますから、原案に賛成をしていただきたいことを訴えて、私の討論といたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第15、議案第54号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

八重樫観光商工課長。

観光商工課長(八重樫忠郎君)

それでは、議案書73ページをお開きください。

議案第54号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、74ページの第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款使用料、1項駐車場使用料1,000円の減額、これは駐車場使用料収入について精査したことによります。

歳入合計1,000円の減額です。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費1,000円の減額、これは歳入に対し歳出を調整したものです。

歳出合計1,000円の減額です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第16、議案第55号、令和3年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、議案書81ページをお開きください。

議案第55号、令和3年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

83ページをお開きください。

令和3年度平泉町下水道事業会計補正予算実施計画書で説明させていただきます。

収益的収入及び支出でございます。

項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

初めに、収入です。

1款下水道事業収益10万3,000円、1項営業収益、1目下水道使用料160万円の減、2項営業外収益170万3,000円、3目他会計補助金197万9,000円、5目長期前受金戻入27万6,000円の減。

次に、支出です。

1款下水道事業費用14万4,000円、1項営業費用14万4,000円、7目総係費10万3,000円、8目減価償却費4万1,000円。

84ページに移ります。

次に、資本的収入及び支出です。

収入です。

1款下水道事業資本的収入265万円の減、1項企業債、1目下水道事業債130万円の減、2項分担金及び負担金、1目負担金166万5,000円、3項国庫補助金、1目国庫補助金135万円の減、4項他会計出資金、1目他会計出資金166万5,000円の減。

次に、支出です。

1款下水道事業資本的支出270万円の減、1項建設改良費、1目公共下水道污水管渠整備費270万円の減。

今回の補正は、主に下水道使用水量の減少に伴う他会計補助金の増額、受益者負担金一括納付件数の確定によります負担金の増額に伴う他会計出資金の減額並びに建設改良事業の確定によります企業債、国庫補助金の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第17、議案第56号、令和3年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、議案書89ページをお開きください。

議案第56号、令和3年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

91ページをお開きください。

令和3年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書でご説明いたしますが、項目同額の場合は目の補正額でご説明をいたします。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入です。

1 款水道事業収益 2 万円、2 項営業外収益、3 目他会計補助金 2 万円。

2 款簡易水道事業収益73万1,000円の減、2 項営業外収益、3 目他会計補助金73万1,000円の減。  
収入合計71万1,000円の減。

次に、支出です。

1 款水道事業費用226万6,000円、1 項営業費用226万6,000円、2 目配水及び給水費200万円、  
5 目総係費26万6,000円。

2 款簡易水道事業費用149万6,000円の減、1 項営業費用149万6,000円の減、2 目配水及び給水  
費30万円、5 目総係費179万6,000円の減。

支出合計77万円。

92ページに移ります。

資本的収入及び支出です。

収入です。

1 款水道事業資本的収入46万3,000円の減、3 項出資金、1 目出資金46万3,000円の減。

収入合計46万3,000円の減。

支出です。

2 款簡易水道事業資本的支出12万4,000円、1 項建設改良費、1 目一般改良事業費12万4,000円。

支出合計12万4,000円。

今回の補正は、主に漏水修繕のための給水及び排水機の増額、企業債の借入利率確定によりま  
す他会計補助金と出資金の減額及び人事異動によります人件費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。2時10分から再開いたします。

---

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時09分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

先ほどの大友議員の質疑に対しまして、総務課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

先ほど、議案第51号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第7号）におきまして、大友仁子議員からの質問に対しまして保留していた件について回答いたしたいと思っております。

まず、38ページの総務費の時間外手当400万円ですが、18名でございます。

それから、42ページの社会福祉総務費の時間外手当230万円につきましては10名ということでございます。

以上でございます。

---

議長（高橋拓生君）

日程第18、議案第57号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案であります補正案件につきましてご説明をいたします。

議案書その2の5ページをお開きください。

議案第57号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第8号）でございます。

令和3年度平泉町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,895万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,990万1,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

議案書5ページをお開きください。

議案第57号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書6ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金4,894万8,000円、これは子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の増額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金2,000円、これは財政調整基金繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額4,895万円でございます。

次に、歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費4,895万円、これには子育て世帯への臨時特別給付金、先行給付金4,855万円が含まれております。

歳出合計補正額4,895万円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二です。

この補正予算は、非常に悩ましい。現在の臨時国会における審議経過を踏まえて見たときに特にそう感じるわけです。つまり、子育て世帯への臨時特別給付金の扱いをめぐって、当初は5万円現金給付、そして、残り5万円はクーポン券でということ、大変な事務手数料が発生をするということから、様々な国会における議論を経て、昨日の段階で正式に10万円一括現金給付も可能とするということが決まって、喫緊に近々のうちに各自治体に対して具体的な取扱いの指導がなされるというふうに思うのですが、本町として、この4,855万円の扱い、先行給付というふうに説明欄に書いてございますが、私が非常に悩ましい課題だというふうに言ったのは、一日も早く関係する世帯に給付をするのは望ましいではありますが、しかし、10万円一括して現金で給付することが可能となった現在で、その5万円を先行給付するメリットが、行政にとってのメリ

ット、あるいは、受給者に対するメリットというのを両てんびんにかけていく必要があるだろうというふうに私は思うのです。

単純にこの補正予算書を見てみますと、特別支援事業費から先行給付金額を引くと約40万円、この40万円というのは、様々な内容があるのですが、多くを占めるのは振込手数料だというふうに思うのですよ。そうすると、これは2回に分けてやるということになれば、さらに40万円、年明けに持ち出しが出てくるわけですね。果たして、そのことが本町のように潤沢な財政ではない財政事情の中で、そこまでやって1か月や1か月半早めたほうがいいのかどうか。ここが、私の言う非常に悩ましいというところなのです。

それともう一つ、まだはっきりしていないのが、いわゆる10万円を一括給付していいよということになったけれども、先行給付5万円をした場合の残り5万円を現金で出してもいいというのは、どのマスコミ見てもないのです。政府は、当初から5万は現金5万はクーポン券と、こういう考え方を持ってきていましたし、現在も捨てたというふうに私の認識にはない。そうすると、残りの5万円分を支払うときに、この振込手数料の40万円をさらに超えるクーポン券の印刷料だとか、様々な事務手続の費用がかさむということが想定をされます。

したがって、一つの考え方として、町が持っている財調基金から残りの金額5万円分の971世帯分になるのですかね、計算してみると、これをできるだけ早い段階で10万一括先行給付をすると、こういうことが望ましいのではないかというふうに私は考えますが、町としての様々な思いもあるのだと思いますから、まず、考え方をお伺いしたいと。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今回の補助事業の関係でございますが、まず、新聞報道などで、一番最初に国が示したのは、議員おっしゃるとおり、1回目先行型ということで、5万円の現金給付、これは国の予備費を使って予算が確保されたことにより先行型になりました。今国会において、いわゆる後発の部分での予算、当初国のほうでは確かにクーポンというふうなことを想定して、今回の前半の予備費とはまた別というふうな考え方で、国から示されたところでございました。

しかし、昨今の国会審議の中で、先ほど議員からもお話がありました受益者に対してのメリット、それから、事務の煩雑さなどを含めて、当初は6か月以上クーポンの発行に時間がかかる場合は特例として、特別な事由として現金給付というふうなことになりましたが、現在では、その制約もなく、後発部隊についても5万円というふうなお話と、さらに、クーポンという考え方は依然変わってはいないようです。

昨日、今日の報道関係を見ますと、3パターン示されていると。まずは、1回目現金、そして、2回目クーポンと。さらに、1回目現金、2回目現金と。3回目、今、審議されているのが一括10万円給付も国としてはそういう方向も検討の余地に入っているというような内容で報道がされているところでございます。

今般、当町のほうでの作業は、できる限り年内に5万円を支給したいと。国のほうからの予算



も現時点では5万円部分しか来ておりませんので、そのような考え方になっておりますし、今回の補正の目的が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点ということなので、一刻も早くそういう対象者のところに現金給付ができるようにということで、実は、今、議案のほうを上程させていただいておりますが、作業上は既にある程度準備を進めておりまして、対象者のほうに早くも通知をできる段階で準備はしております。それも、現時点では5万円というのが大筋で来ておりますので、そのような作業をさせていただいて、本当にタイトなスケジュールになります。今日、明日の作業を進めれば、何とか年内に5万円給付はできるのかなというような段取りをしているところでございます。

そこで、今お話のあった事務作業、それから、受益者のメリットとして、一括で10万円という方法はどうかというようなご質問でございますが、それにつきましては、そのとおり、考え方としては、十分そのほうがメリットがあるのではないかと思います。何せまだ国のほうから、国会での審議は報道関係に出ています。制度設計を含めて、具体的な内容がまだ市町村に通知されておられません、現段階です。ですと、それを受けてからの作業になると、一括の場合にはどうしても年明けてからというふうなことになりますので、現時点では、あくまでも子育て支援の一環として、年内に5万円を給付していきたいというような考えで作業を進めているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

考え方はよく理解をできます。

それで、今日の臨時国会衆議院本会議で今回の37兆円余りの補正予算が可決成立をするということはもうはっきりしているわけですね。したがって、本町に対しても、それに見合う、10万円に見合う特別交付金があることははっきりしているわけです。したがって、今ここで急いで12月中に5万円を先行給付するよりも、きちんと事務作業を進めながら、1月中に10万円一括給付ということを考えてもよろしいのではないかと。特にも、いわゆる高校生を持つ家庭の部分については、申告をしてもらわなければ把握ができないというものがありますね。そういうことから言うと、いずれにしても、先行給付をする5万円で、さらに抜けている人が出ているわけですよ。これは課長の弁で言うと、辞退をされる方もおられるというようなお話を伺ったりもしたのですが、そんなことを考えてみたときに、やっぱり、今ここで職員の皆さんに大変な苦勞をかけながら、そして、結果的に振込料を2回払う、あるいは、超過勤務手当を支払わなければいけないということでの支出が加算をされるということよりも、該当の世帯の皆さんには大変心苦しいけれども、1月に一括して支払うということも選択肢として何とか考えていただくということは、できないものなのではないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

ただいまの質問ですけれども、いずれ、先ほども議員のほうからも質問の中でありましたが、急いでやるほうがいいのか、また、むしろしっかりと設計ができてから、そしてやられたほうが、どっちとも、それは賛否両論あるだろうというようなお考えも申しただきながらのご質問だったというふうに受け止めております。

先ほど、課長答弁にもありましたように、まず、この5万円は、今回上程されている部分については、とにかく、やはり、それを期待している方々が当然いっぱいいるわけですから、その方々にまずいち早く届けるということがまず一点。

もう一つは、やはり、クーポンという、選択肢の中にもあるのですけれども、当町においては、やはりクーポンというのは、今、3回目のワクチン接種のほうもいろいろと今、進めさせていただいて、それがやはり重複してくということになると、大変事務負担もですし、負担という言葉よくないですけれども、事務量的にいろいろと煩雑化していく部分、しかしながら、仕事は何でもですけれども、正確にやっていかなければならない、そういう大事な部分でありますので、そういった意味では、それぞれ現金給付ということを考えております。

ただ、一度にとということになると、先ほどお話あったように、財調を崩すことは当然検討しています。ただ、議会に、財調を崩して予算化するとすれば、やはり、それを一度にというと、幾らかでも早めるとなると、年内の開催もお願いすることになるし、議会軽視と言われるかもしれませんが、即できるのは専決でやる方法もあります。しかし、こうした大事なことを、全てが大事なことですけれども、専決ということは、また違う意味でベストだというふうには考えておりません。

そういったところも含めながら、いずれ、基本的には、5万円、5万円になったとしても、現金給付で早めにそれを進めていくという方向で進めさせていただいているところであります。

なお、高校生等のそれは、事務的にも、年内にはなかなか厳しいところあると思いますけれども、いずれ、年が明けて議会を開催させていただいて、そうすると、そのうちに最初の給付の中で、しっかりとデータをつくらせていただいて、その方々は恐らく今の状況の中では、10万円一括というふうになると思うのですけれども、現在の、今日の、今の時点では、私が今答弁させていただいた方向で進めさせていただいております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

できれば、年内に支給していただきたいと思います。

今年度、これから生まれるお子さんたちがいらっしゃるように、昨今聞きましたけれども、起算日とかあるのですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今回の給付の基準日につきましては、9月30日ということになりまして、新生児につきましては、10月1日から来年の3月31日までに出生した子供については対象になることとなります。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。その場で休憩をお願いいたします。

---

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時31分

---

議 長（高橋拓生君）

再開します。

議 長（高橋拓生君）

日程第19、同意第6号、教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その3の5ページをお開きください。

同意第6号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、吉野新平。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、吉野教育長が令和3年12月31日をもって任期満了されますことから、引き続き吉野新平氏を教育長として任命したいので、同意を求めます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第6号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

暫時休憩とします。

---

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時36分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第20、発議第7号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

発議第7号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者、阿部圭二、升沢博子、氷室裕史、大友仁子。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の160」に改める。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提出の理由。

町の特別職の期末手当の改正に準じ、議員の期末手当の改定を行おうとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時43分

---

議長（高橋拓生君）

再開します。

お諮りします。

発議第8号が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

発議第8号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

議長(高橋拓生君)

追加日程第1、発議第8号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番(氷室裕史君)

4番、氷室裕史です。

発議第8号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、阿部圭二、佐藤孝悟、猪岡須夫、稲葉正。

私学助成の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

私学助成の充実を求める意見書(案)。

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、運営費や就学支援金等の私学助成金を更に充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年12月15日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事。

議長(高橋拓生君)

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長 (高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決しました。

---

議 長 (高橋拓生君)

以上で、本定例会12月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和3年平泉町議会定例会12月会議を閉じます。

ご苦勞さまでございました。

閉議 午後 2時47分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓 生

署名議員 阿 部 圭 二

同 三枚山 光 裕